

# 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について

## ■ 一部改正の内容（別表第1の2及び別表第5の改正）

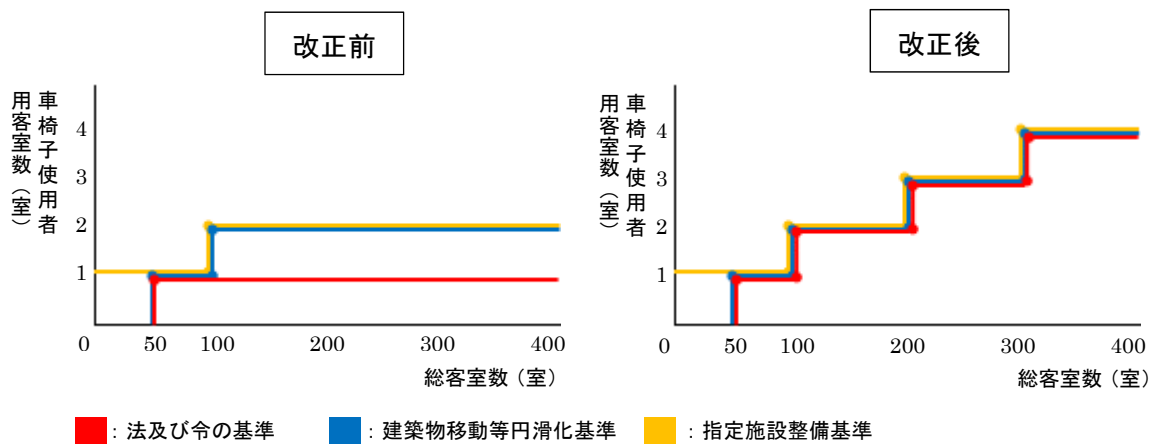
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」といいます。）及び同法施行令（以下「令」といいます。）の一部改正により、ホテル又は旅館に必要な車椅子利用者用客室の室数が引き上げられたことに伴い、規則で規定するホテル又は旅館に必要な車椅子利用者用客室の室数を下表のように引き上げます。また、一部規定について、ひらがな表記から漢字表記に改めます。

基準	対象規模	ホテル又は旅館に必要な車椅子利用者用客室数	
		改正前	改正後
法及び令 (法第14条・令第15条)	2,000 m <sup>2</sup> 以上	客室の総数が50以上の場合は1以上	客室の総数が50以上の場合は総数の1/100以上 <sup>※3</sup>
建築物移動等円滑化基準 (法第14条・条例第21条・規則3条の2、同別表第1の2)	1,000 m <sup>2</sup> 以上 <sup>※1</sup>	客室の総数が50以上の場合は1以上（客室の総数が100を超える場合は、2以上 <sup>※2</sup> ）	同上 (令と同等の基準のため、規則から削除)
指定施設整備基準 (条例第25条第3項・規則第4条第2項、同別表第5)	1,000 m <sup>2</sup> 以上	1以上（客室の総数が100を超える場合は、2以上）	客室の総数の1/100以上 <sup>※3</sup>

※1 法第14条第3項の規定に基づき、条例で対象規模を引き下げています。

※2 法第14条第3項の規定に基づき、条例で制限内容を付加しています。

※3 1未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた数



## ■ 施行日

令和元年9月1日（ひらがな表記から漢字表記に改める改正規定は公布の日）